

入善町は介護のお仕事を応援します!!

Uターン
Iターンも
大歓迎

新たに介護職として 働く方を支援

介護職員就労支援金

介護職員初任者研修を修了し、町内の介護施設に就労する方、または既に町内の介護施設で勤務しており、介護職員初任者研修を修了した方に対し、研修受講料の一部を支援します。

◆上限 2万5千円 (※1)

あなたを応援

新たに入善町に引っ越し、 介護職として働く方を支援

介護職員移住定住促進奨励支援金

入善町外に2年以上お住まいの方で、入善町へ転居し、町内の指定介護サービス事業所に介護職員として就業する方に、奨励支援金を支給します。

◆県内から 10万円 (※2)
◆県外から 20万円

介護職として1年以上 働いた方を支援

介護職員就労定着支援金

介護福祉士または実務者研修修了者が町内の介護施設に就労し勤続1年経過した方、または、介護施設で働きながら介護職員初任者研修を修了し、修了日の翌日から勤続1年経過した方に、支援金を交付します。

◆10万円 (※1)



事業所を応援

介護研修受講促進支援金

直接雇用している介護職員に介護職員初任者研修を修了させた町内の介護サービス事業者に対し支援します。

◆10万円 (※1)



入善町
NYUZEN MACHI

詳しくは、下記までお問い合わせください

入善町 保険福祉課 高齢福祉係
☎ 0765-72-1845(直通)



(※1) 交付の決定の日から起算して1年以内に、申請時の介護サービス事業所を退職又は転勤により町内の介護サービス事業所で勤務しなくなったときは、支援金の返還の必要があります。

(※2) 申請者が介護サービス事業所に就職した日又は転勤となった日から起算して3年以内に町外へ転出、退職又は町外の介護サービス事業所に転勤になったときは、支援金の返還の必要があります。

介護職員就労支援金

上限 2万5千円

【対象となる研修】

介護保険法施行令に規定する介護職員養成研修であって、知事が指定する事業者が開催する介護職員初任者研修

【対象となる方】

次の①～④すべてに該当する方

- ① 対象となる研修を修了した方
- ② 市町村税の滞納のない方
- ③ 介護保険法第8条に規定する居宅サービスまたは、地域密着型サービス、施設サービスのいずれかの町内の指定事業所に就労している方もしくは、対象研修を終了した日の翌日から起算して1年以内に就労した方
- ④ 介護従事者として介護サービス事業所の運営する事業者 directly 雇用される方で、社会保険の被保険者となっている雇用期間の定めのない職員

【申請期限】 対象研修修了日の翌日から1年以内

介護職員移住定住促進奨励支援金

県内から10万円
県外から20万円

【対象となる方】

次の①～⑤すべてに該当する方

- ① 町内の介護サービス事業所に介護職員として就職した方または、町外から町内の介護サービス事業所に転勤になった方
- ② 入善町外に2年以上住んでいた方が、雇用日前3カ月から雇用日後3カ月までの間に入善町に住所を移し、現に居住している方
- ③ 介護サービス事業所に直接雇用されている方で、社会保険の被保険者となっており雇用期間の定めのない方
- ④ 転入前の住所地において、市町村税の滞納のない方
- ⑤ 過去にこの奨励金の交付を受けたことのない方

【申請期限】 町内の介護サービス施設に就労した日から3ヶ月以内

介護職員就労定着支援金

10万円

【対象となる方】

次の①～④のすべてに該当する方

- ① 介護従事者として介護サービス事業所の運営する事業者 directly 雇用される方で、社会保険の被保険者となっている雇用期間の定めのない職員
- ② 平成30年4月1日以降、介護保険法第8条に規定する居宅サービスまたは、地域密着型サービス、施設サービスのいずれかの町内の指定事業所に新規に就労した方（町内の介護サービス事業所を退職し、再就職した方であって、退職から3年以上経過している人を含む）
- ③ 市町村税の滞納がない方
- ④ 次のいずれかに該当する方
 - ア 介護サービス事業所に就労した時点において、介護福祉士又は、実務者研修修了者であって、介護サービス事業所に就労した日から起算して勤続1年を経過した方
 - イ 介護サービス事業所に就労している方であって、介護職員初任者研修を修了し、研修修了日の翌日から起算して勤続1年を経過した方

【申請期限】 要件を満たした日から6ヶ月以内

介護研修受講促進支援金

10万円

【対象となる研修】

介護保険法施行令に規定する介護職員養成研修であって、知事が指定する事業者が開催する介護職員初任者研修

【対象となる事業者】

次の①～③すべてに該当する事業者

- ① 介護保険法第8条に規定する居宅サービスまたは、地域密着型サービス、施設サービスのいずれかのサービスを行う町内の介護サービス事業所を運営する事業者
- ② 対象研修を受講したことがない介護職員(※)に対象研修を勤務時間内に受講させた事業者
※介護従事者として介護サービス事業所の運営する事業者 directly 雇用される方で、社会保険の被保険者となっている雇用期間の定めのない職員
- ③ 町税の滞納のない事業者

【申請期限】 対象研修修了日の翌日から6ヶ月以内

申請の際は、保険福祉課高齢福祉係(72-1845)まで 事前にお問い合わせください。